

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1)地域の災害リスク

当市は、東海三県の県境地域に位置し、国道 1 号・23 号、東名阪自動車道・伊勢湾岸自動車道の高速道路、近鉄・JR 等の鉄道が集中する地域である。養老山地、伊勢平野、揖斐・長良・木曾川の木曾三川、標高 40～100m の多度丘陵、桑名丘陵及び丘陵周辺の段丘面、干拓地等で構成される。また、木曾三川合流地は、古くは 9 世紀からの、幾つかの集落の周囲を土堤が築かれるようになった輪中地帯、平地は、本市の旧市街地及び城南・深谷の田園地帯と員弁川流域である。市内では、石取祭・上げ馬神事等の行事、大型レジャー施設等を有し、一時的に観光客が増加する。

当市の気候は、全般に温かな東海型の気候であるが、冬季は、日本海を渡って若狭湾から吹き込んだ季節風が琵琶湖を通り、養老山地と鈴鹿山脈の地峡から伊勢湾に出る強い北西の風となり、「伊吹おろし」が吹く。また、本州の南海上を西進又は北上する台風により、暖かい湿った東南の風が鈴鹿山脈、養老山地に吹きつけ、雨量が多くなる。

昭和 34 年に三重県の西側を北上した伊勢湾台風では、暴風や大雨による被害、伊勢湾沿岸の高潮災害をもたらした。伊勢湾台風をはじめ、昭和 51 年の安八台風、平成 12 年の東海豪雨、令和元年 9 月の記録的な大雨による浸水や崩落等、これまで数々の深刻な被害に見舞われてきた。

(洪水ハザードマップ)

当市の洪水ハザードマップによると、当市の長島地域については浸水した場合、5m～10m 未満に浸水がほぼ予想されており多度地域については揖斐川沿い面している一部地域が 5m～10m 未満に位置しており、長島地域は、特に浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると長島地区においては、ほぼ被害想定は無く、多度地区において土砂災害特別警戒区域が多く被害が生じる恐れが想定される。

(地震：J-SHIS)

当市も南海トラフ地震による被害が想定されている地域であり、多度・長島地域は、地震ハザードステーションの防災地図、ハザードカルテによると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 75% の確率で発生すると言われている。

また、海拔 0m 地帯が広がる長島地域は、液状化現象がおきる確率が極めて高く長期間にわたる浸水の発生等が想定される。

(その他)

市内の揖斐川では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に昭和 34 年の伊勢湾台風では、長島町内は、町を囲む堤防が 15 ヶ所で破堤。町域のほとんどが水没し 380 名余の犠牲者を出している。

(地震：地域防災計画)

当市地域防災計画によると、本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とし広域的な被害を特徴とするプレート境界型地震と、地殻上部の活断層を震源とし局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震（養老－桑名－四日市断層帯など）がある。また、プレート境界型地震の場合は、地震後の津波災害の発生も懸念される。

南海トラフの地震については、今後 30 年以内に 70% 程度の確率で震度 7 の地震が発生すると言われている。

(2)商工業者の状況

- ・商工業者数 714 名
- ・小規模事業者数 653 名
- ・会員数 444 名
- 他(定款、賛助)46 名

【内 訳】

令和元年 11 月末現在

業 種	商工業者数		小規模事業者数		会 員		備 考	
	多 度	長 島	多度	長島	多度	長島		
商 工 業 者	建設業	81	93	79	88	59	57	
	製造業	92	41	78	38	55	30	
	卸売	13	27	13	24	8	11	
	小売	48	51	46	45	36	35	
	飲食業	26	42	26	36	20	21	
	サービス業	72	84	68	79	47	41	
	その他	23	21	15	18	18	7	

※多度地区は、山間部、中山間部に多く位置しており、長島地区は川に挟まれた地域である。

(3)これまでの取組み

1) 当市の取組み

- ・桑名市地域防災計画、水防計画の策定
- ・桑名市防災マップ(洪水、津波、土砂災害にかかるハザードマップ)の配付
- ・防災訓練の実施

2) 当会の取組み

- ・事業者 BCP に関する施策の周知
- ・職員向け BCP 策定支援スキルアップセミナー開催
- ・桑名商工会議所との共催による BCP 策定セミナー開催
- ・会員事業所である損保会社と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品(懐中電灯、スコップ、備蓄パン等非常食)の備蓄(本所、支所)

II 課題

現状では、緊急時の取組みについて漠然的な記載となっており、協力体制の重要性、具体的な体制やマニュアルについて整備されていないことや緊急時の対応についてもしっかりとしたノウハウがないなど体制が不十分である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識して頂き、事前対策、計画の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と本市との間における被害情報ルートを構築する。
- ・発災後、速やかな復興支援が行えるよう、組織内における体制及び訓練、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と桑名市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 当会職員に対する災害リスクや災害時に有効な支援策の周知として
 - ： 勉強会を開催し、当地域の災害リスクを把握した上で当会の事業継続計画を確認し、発災時の影響を軽減するための当会が紹介提供できる損害保険や共済他の備えについても知識を高める。
 - ： 経営指導に携わる者においては、小規模事業者に対する事業者 BCP に作成支援のため研修の受講や中小企業庁が発行する策定手引きにて資質向上する。
- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償、保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報等配付時に、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性について説明を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。
- ・ 小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和2年事業継続計画を作成(別添)

3) 関係団体等との連携

- ・ 代理所委託契約を締結している三重県中小企業共済協同組合と連携し、災害等で事業用建物が被害に遭い休業した場合の利益を補償する「休業対応応援共済」、従業員が災害等でケガをして就業不能となった場合の収入を保証する「所得補償」推進及び普及PRを行う。
- ・ 東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者等対象とした普及啓発セミナーを開催する。
- ・ 関係機関（行政、金融機関等）にセミナー等の共催依頼
- ・ 発災時には、平成24年1月に締結した「災害時における応急生活物資等の調達に関する協定書」に基づき、関係機関と協力して応急対策を実施する。

4) フォローアップ

- ・ 会員、小規模事業者等の事業者BCP等の取組状況について確認し、必要に応じて助言や専門家の紹介等を行う
- ・ 本計画の状況確認や改善点について必要に応じて当会、当市及び関係機関と協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害(震度7の地震)が発生したと仮定し、桑名市との連絡ルートの確認を行う。
(訓練は必要に応じて実施する)

〈2. 発災後の対策〉

- ・自然災害等による発災時には、人名救助を優先する。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関に連絡を行う。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

(SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況(家屋被害や周辺道路の状況等)等を当会と桑名市で情報共有する。)

2) 応急対策の方針決定

当会と当市との間で被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

- ・職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する。但し、職員の目視等で命に危険を生ずる場合は、出勤をしないこと等。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

- ・被害状況報告様式に基づき、大まかな被害状況を確認し、14 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下の 3 パターンを想定)

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認が取れない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。
後述〈3. 発災時における連絡体制〉に基づく連絡（後述の連絡体制図参照）

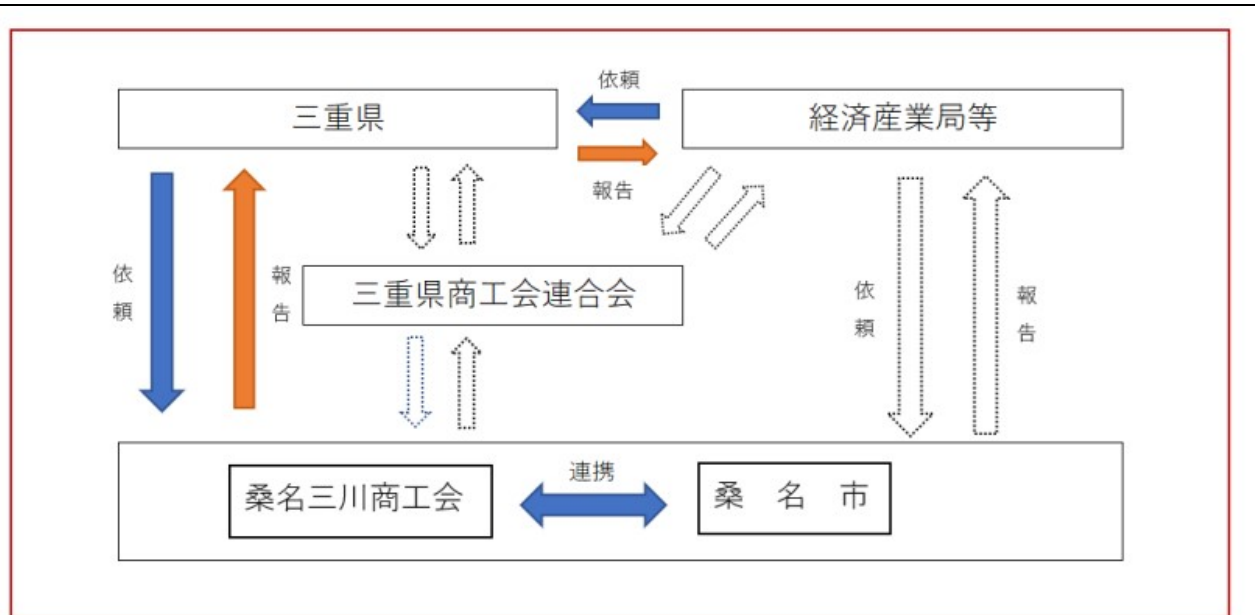
発災後～1 ヶ月	1日に	1回連絡する
1 ヶ月以降	3日に	1回連絡する

*連絡内容及び時間については、午前中に収集した情報を午後 4 時迄に市に報告する。

*なお、緊急の場合は、この限りではない

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に関係市町村に対し、地区内商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
：停電の際の再通電による火災が起きやすいため周知を行う等。
- ・当会は、地区内の被害情報を当市に報告する。(報告情報の一例・・事業所名、住所、業種(任意)、従業員数(任意)、被害状況(任意))
- ・当市は、当会からの被害情報も参考に、被害額等を算定し、三重県に報告する。
- ・情報は、一元的に都道府県において整理する。



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について桑名市と相談。また、国より依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内の会員事業所や小規模事業者等の被害状況の詳細確認を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県、三重県商工会連合会等に相談する。
- ・国や三重県、桑名市等の補助金や税制優遇などの施策、日本政策金融公庫や三重県信用保証協会などの金融支援策など有効な被災事業者施策が発表され、受入れ体制が整い次第、各避難所や相談窓口の掲示板を利用して地区内小規模事業者へ周知し取次ぎ支援を行う。
- ・被害状況を基に職員は、可能であれば事業所等への訪問を行い支援策の説明や保険会社や県共済への取次ぎなど個別支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談する。

※その他(必要に応じて都道府県独自記載事項)

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県、桑名市へ報告する。
別途都道府県が必要とする項目の追加

【 災 害 名 】にかかると被害状況報告（初動 24 時間）

報告団体名 _____

記入者所属 _____

記入者氏名 _____

連絡先(TEL) _____

下記のとおり報告いたします。

確認	被害の程度	状況の例
<input type="checkbox"/>	(1)大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被災が見込まれる地域において<u>連絡が取れない</u>、もしくは、交通網が遮断されており、<u>確認ができない</u>。
<input type="checkbox"/>	(2)被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
<input type="checkbox"/>	(3)ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。
<p>備考（把握している具体的な被害等）</p> <p>(例) ●×鉄工所 (○○地区): 床下浸水、レストラン□○ (○△地域): 強風で看板が落下 スーパー▽▲ (□△町): 停電が長引き、生鮮品と冷凍食品がダメになった</p>		

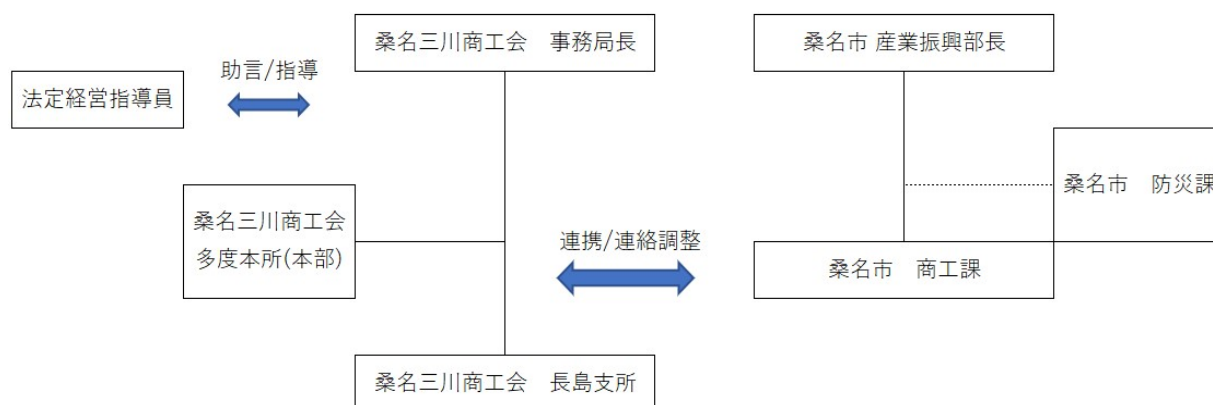
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年6月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 山中 諭(連絡先は、後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①桑名三川商工会

〒511-0106 三重県桑名市多度町多度 871-11
TEL 0594-48-2627 Fax 0594-48-4884
e-mail s-yamanaka@mie-shokokai.or.jp

②関係市町村

桑名市役所 産業振興部 商工課
〒511-8601 三重県桑名市中央町 2-37
TEL 0594-24-1197 Fax 0594-24-1140
e-mail shokom@city.kuwana.lg.jp

※その他(必要に応じて、都道府県独自記載事項)

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。
- 別途、都道府県が必要とする項目を追加。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
パンフ・チラシ	50	50	50	50	50
セミナー開催	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入・事業収入・桑名市補助金・県補助金等 セミナー開催については、桑名商工会議所と共催で行う。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等